

1. 本来ならば、いったん輸入を停止して自生の状況の判断を行うのが基本だと思いますが、止めなかったのはなぜですか。

(答)

未承認の遺伝子組換え小麦は食品衛生法に違反するため、混入の有無を確認するための検査を行った上で輸入しています。過去に発見された例において、一時的に輸入を停止していますが、これは検査体制を確立するまでに時間を要していたからであり、自生の状況の判断を行うためにいったん輸入を停止するといった事実はありません。

また、今回の事案は、

- ① 本年6月に米国農務省による最初の公表があった際、過去に発見されたものと同じイベント (MON71800) との情報を得ていたこと
- ② 本年7月に新たなイベント (MON71300) が発見されたとの公表があった際には、新たな検査法が開発済みであったこと

から、すでに検査体制が確立されており、今後、これらの検査で未承認の遺伝子組換え小麦の混入が確認された場合は、当該ロットの輸入は行いません。

なお、今回採用したラテラルフロー法は、旧モンサント社が開発したグリホサート耐性の遺伝子組換え作物に共通する CP4-EPSPS と呼ばれるタンパク質を検出する方法であり、今後、もし新たに同じタンパク質を生成する未承認の遺伝子組換え小麦が発見されても検査対応が可能であり、混入が確認されたロットの輸入を止めることができます。

2. 輸入を止めなかった理由として、従来の PCR 法ではなく、簡易検査法である「ラテラルフロー法」を用いることで検査が可能だとしていますが、その精度はどの程度でしょうか。これまでの検査実績をお示してください。

(答)

ラテラルフロー法は、遺伝子組換え作物の検査法としてすでに確立されたものの一つです。今回採用している2種類の検査キットの精度は、それぞれのメーカーによると0.1% (1000粒に1粒) 及び0.5% (200粒に1粒) となっています。いずれも、遺伝子組換え作物の検査に使用する市販のキットとして一般的な水準とされています。

また、農林水産省では、ラテラルフロー法について、過去に PCR 法の開発に使用したのと同じ遺伝子組換え小麦の試料 (MON71200、MON71700、MON71800) を用いて実証試験を行い、同様の陽性反応が得られることを確認しています。また、新たに発見されたイベント (MON71300) についても試料を入手し、陽性反応が得られることを確認しています。

なお、実証試験において、米国産及びカナダ産の小麦のサンプル62件について検査を行いましたが、すべて陰性でした。

3. 最終的にはPCR法で確認することになるのでしょうか。確認した場合、簡易検査と齟齬が生じた際にはどのような対応を図るのでしょうか。

(答)

ラテラルフロー法による検査は、旧モンサント社が開発したグリホサート耐性の遺伝子組換え作物に共通するCP4-EPSPSと呼ばれるタンパク質を検出する方法であり、承認された遺伝子組換えダイズやトウモロコシ等やその欠片が小麦に混入していた場合でも、同じタンパク質を生成するものには陽性反応を示す可能性があります。

この問題を解決するため、ラテラルフロー法による検査で陽性または陽性の可能性が否定できない場合、PCR法による検査を実施し、その結果をもって最終的な判断を行います。

4. PCR法で確認しないとすると、その理由をお示しく下さい。

(答)

ラテラルフロー法による検査で陽性の可能性が否定できない場合は、必ずPCR法による確認を行います。